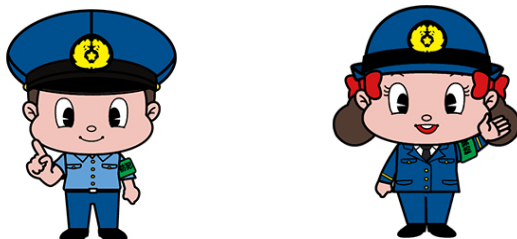


会計課からのお知らせ

落とし物の手続き



- 落とし物をしてしまった時、落とし物を拾った時は、お近くの交番又は警察署への届出をお願いします。

詳しくは、次の情報サイトをご覧ください。

[分かりやすい説明は、警察庁遺失届情報サイトを！！](#)

[大阪府内に届いている落とし物を検索するときは、大阪府警察落とし物公開情報！](#)

- よくある質問コーナー

Q1 財布や携帯電話を落としました。警察署に拾われた財布や携帯電話などが届けられた場合、どうなるのですか？

A1 拾われた財布や携帯電話が警察署に届けられた場合、財布の在中品に、キャッシュカード、クレジットカード、会員カードや運転免許証などの個人情報が登録されている物品があれば、警察から各種カードの発行元の会社や銀行へ、携帯電話は携帯電話会社へ照会し、遺失者への連絡を依頼しています。
そのため、連絡があった場合は、**届けられた警察署、落とし物の受理番号を必ず確認し、受け取りに必要な物を用意して受付時間内**に来署してください。

<受け取りに必要な物>

落とし物の受理番号、身分証明書(運転免許証、健康保険証等)のほか、受取前に警察署へ電話連絡してください。

なお、遺失者が落とし物の受け取りを代理人に委任する場合は、委任状が必要です。

[委任状の記載例はこちらへ\(大阪府警察HP\)](#)

<受付時間>

落とし物の受け取り 平日午前9時から午後5時までの間
会計課へのお問い合わせ 平日午前9時から午後5時45分までの間
※日曜日、土曜日、休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)を除く。

Q2 鍵や傘などの個人情報登録されていない物品が、警察署に届出された場合、どうなるのですか？

A2 鍵や傘などが警察署に届出された場合は、遺失届により調査し、遺失者へ連絡します。

Q3 遺失届は、どこで届出できますか？

A3 お近くの警察署や交番で「遺失届出書」を届出してください。

Q4 犬や猫がいなくなったのですが、どうしたらいいですか？

A4 まずは、お近くの警察署に電話連絡の上、「遺失届出書」を届出してください。また、管轄の保健所にも電話連絡してください。

※鳥やペットの動物がいなくなった場合も、「遺失届出書」を届出してください。



○ 落とし物をしないようにするには！！

その① 落とさないようにストラップをつける。

その② 大事な物はカバンの中のチャックのポケットに入れる。

その③ 財布を使う場所、セルフレジなどでは、十分に気をつける。

その④ なるべくチャック付きの同じ場所にいれる。

